

平成24年第4回士別市議会定例会会議録(第5号)

平成24年12月14日(金曜日)

午前10時00分開議

午前10時38分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

- 日程第 1 議案第102号 士別市子どもの権利に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第104号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第105号 士別市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について  
議案第106号 士別市あさひパークゴルフ場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第107号 士別市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について  
議案第108号 士別市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について  
議案第109号 士別市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第110号 士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第111号 士別市日向保養センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第112号 士別市立多寄医院の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第113号 士別市日向保養センターの指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第114号 士別市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
議案第115号 士別市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第10 意見書案第11号 生活保護基準の引き下げに反対する意見書について
- 閉会宣告

出席議員(19名)

- |     |     |        |     |        |
|-----|-----|--------|-----|--------|
| 副議長 | 1番  | 岡崎治夫君  | 2番  | 十河剛志君  |
|     | 3番  | 松ヶ平哲幸君 | 4番  | 渡辺英次君  |
|     | 5番  | 丹正臣君   | 6番  | 粥川章君   |
|     | 7番  | 出合孝司君  | 8番  | 伊藤隆雄君  |
|     | 9番  | 谷口隆徳君  | 10番 | 国忠崇史君  |
|     | 11番 | 小池浩美君  | 12番 | 菅原清一郎君 |
|     | 13番 | 井上久嗣君  | 14番 | 岡田久俊君  |

15番 田宮正秋君  
17番 山居忠彰君  
議長 19番 神田壽昭君

16番 遠山昭二君  
18番 斉藤昇君

出席説明員

市長 牧野勇司君

副市長 相山佳則君

総務部長(併)  
選挙管理委員会  
事務局 鈴木久典君

市民部長 三好信之君

保健福祉部長 池田文紀君

経済部長 林浩二君

建設水道部長 小山内弘司君

朝日総合支所長 高橋哲司君

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会 尾崎学君

教育委員会 安川登志男君

教育委員会 生涯学習部 石川誠君

農業委員会 松川英一君

農業委員会 秋山照雄君

監査委員 三原紘隆君

監査委員 高岩淑通君

事務局出席者

議会事務局長 藤田功君

議会事務局 浅利知充君

議会事務局 総務課主幹 岡崎忠幸君

議会事務局 総務課主任主事 御代田知香君

議会事務局 総務課主任主事 櫻木孝士君

(午前10時00分開議)

議長(神田壽昭君) ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

議長(神田壽昭君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第102号 土別市子どもの権利に関する条例の制定について

議案第104号 土別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第105号 土別市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

議案第106号 土別市あさひパークゴルフ場条例の一部を改正する条例について

議案第107号 土別市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について

議案第108号 土別市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

議案第109号 土別市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について

議案第110号 土別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について

議案第111号 土別市日向保養センター条例の一部を改正する条例について

議案第112号 土別市立多寄医院の指定管理者の指定について

議案第113号 土別市日向保養センターの指定管理者の指定について

2. 議会運営委員会から送付された議案は次のとおりである。

議案第114号 土別市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第115号 土別市議会会議規則の一部を改正する規則について

意見書案第11号 生活保護基準の引き下げに反対する意見書について

3. 本会議に出席する説明員を次のとおり追加する。

教育委員会 加納 修  
スポーツ課主幹

以上報告する

平成24年12月14日

土別市議会議長 神田 壽昭

議長（神田壽昭君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第102号 土別市子どもの権利に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第102号 土別市子どもの権利に関する条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

本条例は、子供の権利を保障し、子供が健やかに育つことを地域全体で支え合う仕組みを定めることにより、子供の最善の利益を第一に考える子供に優しい町の実現を図るものであります。

主な内容についてであります。本市の子供たちの願いが条例の理念として前文に位置づけられており、市民が一体となって取り組むための基本的な考え方を定めています。また、子供の権利を保障するため、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民、市の責務を明らかにし、さらに実効ある条例とするための行動計画の策定、子供の権利についての保障状況を検証していくための権利委員会の設置など、必要な事項を定めるものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第102号は、会議規則第36条の規定に基づき、民生福祉常任委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号は、民生福祉常任委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（神田壽昭君） 次に、日程第2、議案第104号 土別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第104号 土別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その内容を御説明申し上げます。

本改正は、本年7月、市立病院を対象に実施された北海道厚生局による施設基準等の調査において、書類作成上の不備が指摘され、診療報酬の一部返還という結果になった事態を重く受けとめ、市長の給与月額削減を行うもので、給与月額83万6,000円については、現行は約

20%減の67万円としているところを、さらに減額後の額から10%減の60万3,000円とし、これらの適用期間を明年1月1日から1月31日までとする所要の改正をするもので、過日、土別市特別職報酬等審議会で御審議をいただき、了承されたところであります。

市民の皆様にも多大なる御迷惑をおかけしましたことに対し、深くおわび申し上げますとともに、病院経営が厳しい現状にある中、今後こうしたことが発生しないよう、正確かつ慎重な業務の推進に当たってまいり所存であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

議長（神田壽昭君） 次に、日程第3、議案第105号 土別市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について及び議案第106号 土別市あさひパークゴルフ場条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第105号 土別市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について及び議案第106号 土別市あさひパークゴルフ場条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

土別市スポーツ施設条例の一部改正については、剣淵川パークゴルフ場と不動大橋パークゴルフ場を合わせ、新たにふどうパークゴルフ場と名称変更するため、これら2つのパークゴルフ場を削除するものであります。これに伴い、新設するふどうパークゴルフ場を明年7月から有料施設として運用するため、土別市あさひパークゴルフ場条例を土別市パークゴルフ場条例に名称変更するとともに、使用料の設定等、所要の条例改正をしようとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号及び議案第106号の2案件は原案のとおり可決されました。

議長（神田壽昭君） 次に、日程第4、議案第107号 土別市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について、議案第108号 土別市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について及び議案第109号 土別市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第107号 土別市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例についてから議案第109号 土別市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例についてまで関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

昨年度設置しました自治体運営改革会議での検討結果を踏まえ、11の公共施設を対象に見直しを検討しておりますが、養護老人ホーム土別桜丘荘、桜丘デイサービスセンター及び特別養護老人ホーム土別コスモス苑の3施設の管理運営について、民間活力を導入することにより、より一層の市民サービスの向上とより効率的な運営が可能になるとの判断から、指定管理者制度による管理運営が可能となるよう、それぞれ所要の条例改正をしようとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第107号、議案第108号及び議案第109号の3案件は、会議規則第36条の規定に基づき、民生福祉常任委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第107号、議案第108号及び議案第109号の3案件は、民生福祉常任委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（神田壽昭君） 次に、日程第5、議案第110号 土別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第110号 土別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

現在、川西地区で建設を進めておりますバイオマス資源堆肥化施設は、平成25年4月に供用

開始する予定であります。そこで、10月からは土別地区で生ごみ分別処理が開始されることに伴い、平成25年4月から朝日地区における生ごみに係る処分手数料を無料にするとともに、10月からは粗大ごみ処理に係る処分手数料を有料化すること等、合併時より課題であった廃棄物処理に係る両地区の負担の公平化を図り、あわせて文言整理を行うため、所要の条例改正を行うものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池浩美議員。

11番（小池浩美） 21条第3項を改定しているのですがけれども、ここはもとは、「合併前の朝日町の区域で生ごみを出すときは、市が指定する容器により出さなければならない」、この文言を「生ごみを排出するときは、市が指定する規格及び材質に基づく容器により排出しなければならない」に改めるということになっております。

一つ確認ですけれども、この改定した市が指定する規格の材質、容器で出すのは、朝日町なのか、それとも土別市全体を指しているのか、ちょっとそこをまず確認させてください。

議長（神田壽昭君） 石川市民部次長。

市民部次長（石川 敏君） お答えいたします。

条例による規定につきましては、市全域が対象ということになっております。

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美） 市全域で、生ごみを出すときは市が指定する容器で出さなければならないということになりますけれども、これは4月1日より実施すると、この条例が動き出すということですが、では、その容器の規格とか材質とか、どんなものかというのはまだ私たちはわかっていないんですけれども、それはもう決まっているんですか。

議長（神田壽昭君） 石川次長。

市民部次長（石川 敏君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在その規格等につきましては、サンプルを取り寄せて検討中ございまして、その概要でございしますが、できればカラス対策に効果のあるものということで、いろいろ調べますと黄色の袋が効果的であるということでありまして、現在そのサンプルを取り寄せて検討中でございます。正式には、この後決定されると思いますが、袋の規格も3リッター、6リッター、12リッターで現在検討しているところでございます。

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美） 今はまだ検討中。では、4月1日からはきちっとこれが各家庭に伝わってやっていただくようになるんですね。そこを視野に入れてこの条例を変えているんですね。

議長（神田壽昭君） 石川次長。

市民部次長（石川 敏君） お答えいたします。

今、生ごみの袋の今後の流れでありますけれども、4月に朝日地区の生ごみに限って川西に

搬入することになります。土別地区につきましては10月からということになりまして、全市で生ごみを回収できるのが10月ということになります。そういったことから、この指定します規格、材質につきましては、10月1日からの適用を考えておりまして、4月からの朝日地区につきましては、これまでの生分解性の袋ということで指定をしておりましたけれども、一たんこれを条例の改正の中にありますとおり廃止しまして、市販の半透明、透明の袋を可としまして、在庫、お手持ちにある生分解性の袋についても可能ということで、9月までは取り扱いたいと考えております。それで10月1日、全市で生ごみの回収が始まる時点で、これらの規格については適用したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美） 土別市全体がこの新たな袋で生ごみを出すということが実施されるというのは10月1日というふうに押さえておいてよろしいですね。

それで、そこまで来る間の4月からの朝日、今説明いただきましたけれども、まだ朝日地区の人は全然どういうふうに出していいかわかっていません、大概の人は。そこら辺の周知徹底、朝日の人たちに、今のままでいいんだよ、あるいは新たな半透明袋でもいいんだよと、そういうような広報ですね、情報伝達、きっちりとやっていただかないと、いろいろ混乱がまた出てくると思うんですが、そこら辺の対応はどのようにお考えですか。

議長（神田壽昭君） 石川次長。

市民部次長（石川 敏君） お答えいたします。

先日、朝日町婦人団体協議会の集まりがございまして、そちらのほうで一たん予定ということとございましたけれども、説明をさせていただきました。本日、議決をいただいた後は、この18日に朝日町地区の生ごみ分別の説明会を開催したいと考えております。加えて、年明けになります、ごみ減量化推進協議会が開催いたしますごみ減量化懇談会というのがございまして、そういったところでも十分に説明をさせていただきたいと思っておりますし、各自治会単位の説明も考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（神田壽昭君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

議長（神田壽昭君） 次に、日程第6、議案第111号 土別市日向保養センター条例の一部を改



正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第111号 土別市日向保養センター条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

日向保養センターにつきましては、明年2月1日のオープンを目指し工事を進めておりましたが、工期を早めて竣工することになったことから、関係機関と調整、協議したところ、明年1月17日のオープンが可能となり、施設の利用者増が図られることや、日向スキー場利用者の利便性も向上することから、本条例施行日を改正するものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

議長（神田壽昭君） 次に、日程第7、議案第112号 土別市立多寄医院の指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第112号 土別市立多寄医院の指定管理者の指定について、その概要を御説明申し上げます。

明年2月2日から診療開始となります土別市立多寄医院の指定管理者の候補者選定については、公募による募集を実施したところ、医療法人社団ベテル会の1団体から指定管理者指定申請書及び管理運営に係る事業計画など関係書類が提出されました。それら申請に基づき、11月15日に指定管理者審査委員会を開催し審査したところ、平成25年2月2日から29年3月31日までの間、医療法人社団ベテル会を指定管理者に指定するべく決定したところであります。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第8、議案第113号 土別市日向保養センターの指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第113号 土別市日向保養センターの指定管理者の指定について、その概要を御説明申し上げます。

日向保養センターの指定管理者の候補者選定については、本年11月7日に北ひびき農業協同組合から、指定管理者指定申請書及び管理運営に係る事業計画など関係書類が提出されました。それら申請に基づき、11月15日に指定管理者審査委員会を開催し審査したところ、北ひびき農業協同組合を指定管理者に指定するべく決定したところであります。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める次第であります。

なお、指定期間につきましては、先ほど施行日の条例改正の議決をいただきましたことから、明年1月17日から平成27年3月31日までの間とするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。菅原清一郎議員。

12番(菅原清一郎君) ちょっと1点確認させていただきたいのですが、指定管理の期間が先ほどのベテル会は4年2カ月ほど、今はまた2年1カ月ですか。おおむね指定管理の期間は3年というふうには私は踏まえていたんですが、それぞれのものによって指定管理の期間が違っているようになっていますが、本市のほうでは指定管理の期間をどのように一定の期間を定めているのか、この機会にちょっとお聞かせいただければと思います。

議長(神田壽昭君) 鈴木総務部長。

総務部長(鈴木久典君) 指定管理の期間ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、日向温泉については、これまで3年間ということでの指定期間を基本にやってきましたので、今回の指定期間については、当初2月からということでしたけれども、今回1月17日から残りの期間、それプラス2年ということでの指定期間にさせていただいています。

また、多寄医院のほうについては、経営的に運営が安定するようにということで、5年という期間を想定をしたところであります。5年の中で既に24年度残り二月と、それに4年を足したということでその期間を設定したところであります。

議長(神田壽昭君) 菅原議員。

12番(菅原清一郎君) 残り期間というふうにあるわけですがけれども、非常にわかりづらいです。ですから、朝日の交流施設などは初めて指定管理制度に基づいて3年という期間が設

定されていますよね。ですから、当然のようにこういう施設も3年なら3年という形にしたほうが非常にわかりやすいし、先ほどの多寄医院も5年とおっしゃっていましたが、それはどちらの理由で5年になったか私はわかりませんが、市の指定管理制度、やはり長い期間をやるというかなものかというふうにもありますし、3年という基準が一つの目安として市のほうで決められたのだったら、3年を一つの基準にしたほうが、やる側も、それから我々議会側もわかりますし、もちろんそれは市民にもわかりやすいのではないかなと思うわけですが、みんなそれぞればらつきが非常に多いと。4年のもあれば5年もある、あるいは今回みたいに2年のもあれば、これから指定管理制度にいろいろな施設がなろうとしているときに、そういうばらつきがあってはいけないということで、私からは、ぜひ3年なら3年という基準を持っているわけですから、そういう形でそれを執行するべきだと思いますが、今後そういう形でばらつきが出てくる形になるのでしょうか。

議長（神田壽昭君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） 指定管理の期間でありますけれども、今、本市でその指定管理の期間として考えているのは、まず経済活動的な指定管理については原則3年、それから福祉ですとか医療とか、医療については道のほうでは10年というような期間の指導がありますけれども、福祉、あるいは医療に関するものについては5年という期間を想定しながら指定管理者の作業に当たっているところです。

以上です。

議長（神田壽昭君） 菅原議員。

12番（菅原清一郎君） そういう基準を設けているのであれば、そのように以前からそういうふうなお話をするべきでありましたし、ただ、半端がついているので、5年の年度で仕切っているのか、あるいはあくまでも満3年とか5年とかという基準で行くのか、年度で仕切られる、そういう考えでよろしいですか。

議長（神田壽昭君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） 会計年度の年度で指定管理というのを行っていきたいということありますので、今回24年度の分が1年ということになりますけれども、実質は二月なり三月なりという形で考えています。

以上です。

議長（神田壽昭君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

議長（神田壽昭君） 次に、日程第9、議案第114号 土別市議会委員会条例の一部を改正する条例について及び議案第115号 土別市議会会議規則の一部を改正する規則について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。出合議会運営委員長。

議会運営委員長（出合孝司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第114号 土別市議会委員会条例の一部を改正する条例について及び議案第115号 土別市議会会議規則の一部を改正する規則について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の本条例及び規則の改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う議会運営に係る改正であります。

主な改正点としては、委員会条例においては、委員の選任方法や在任期間等について、これまで地方自治法で定められていた事項を条例に委任するための改正であり、会議規則においては議会の調査権として、これまで委員会のみ認められていた公聴会の開催、参考人の招致について、本議会においても実施できるようにするための改正であります。

以上説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第114号及び議案第115号の2案件は原案のとおり可決されました。

議長（神田壽昭君） 次に、日程第10、意見書案第11号 生活保護基準の引き下げに反対する意見書についてを議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案11号は原案のとおり可決されました。

議長（神田壽昭君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成24年第4回定例会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前10時38分閉会）